

「無期転換ルール」平成30年4月より本格化！！

～緊急相談ダイヤルを設置しました～

無期転換ルールとは

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えた時に、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールのことです。

詳しくは

無期転換サイト

検索

緊急相談ダイヤル（ナビダイヤル）

円満に無期になろう

0570-069276

受付時間（月～金 8：30～17：15）

栃木労働局雇用環境・均等室

無期転換ルール特別相談窓口（028-633-2795）